

## 平成27年度 第2回 千葉市特別職報酬等審議会 会議録

- 1 日時 平成27年5月20日(水) 午前10時00分～午前11時45分
- 2 場所 千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥・海鷗
- 3 出席者
  - (1) 委員  
奥本会長、大澤副会長、大島委員、大槻委員、河合委員、坂戸委員、辻委員、林委員、細谷委員
  - (2) 事務局  
山元総務部長、香取給与課長、小倉給与課課長補佐
- 4 議題
  - (1) 改定額及び実施時期について
  - (2) 答申案について
- 5 議事の概要
  - (1) 改定額について  
改定額は第2案とすることを決定した。
  - (2) 実施時期について  
平成27年7月1日からとすることを決定した。
  - (3) 答申案について  
答申案の内容について審議した。
- 6 会議録  
別添のとおり。

平成27年5月20日（水） 午前10時00分～午前11時45分

### 午前9時30分 開会

#### ○事務局（総務部長）

定刻になりました。本日はご多忙の中、ご出席いただき大変ありがとうございました。これから第2回特別職報酬等審議会を開催させていただくこととなりますが、開催前に、ご都合によりまして前回欠席されました委員さんをご紹介させていただきたいと思っております。

辻委員さんでございます。

#### ○辻委員

連合千葉中央地域協議会の辻でございます。今回は欠席をして大変失礼しました。議論に遅れないようにしっかりと参加していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

#### ○事務局（総務部長）

本日は、中曽根委員さんにつきましてはご都合により欠席というご連絡が入っております。

坂戸委員さんにつきましては、出席というご連絡をいただいておりますが、少し遅れているようでございまして、またいらした時点で審議に参加していただきたいと思っております。

また、審議会の開催につきましては、千葉市特別職報酬等審議会設置条例第7条第1項の規定により、半数以上の出席が必要となっておりますが、現在8名の委員にご出席いただいておりますので、開催の要件を満たしております。

それでは会長さんに進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○会長（奥本委員）

皆さんおはようございます。

只今から第2回の特別職報酬等審議会を開催させていただきます。なお、本審議会につきましては、千葉市情報公開条例に則りまして、公開とさせていただきます。傍聴者につきましては傍聴要領をお守りいただきますようお願いいたします。

それではこれから審議に入りたいと思っておりますけど、前回の審議会で事務局から説明のありました改定の試案につきましては、委員の皆様にお持ち帰りいただき、検討していただいたところでございます。ただ、前回から時間が経っておりますして、前回、事務局から説明していただいたことや、前回、議論したことなどについて、ご記憶が薄れているところもあり得るのではないかと思いますので、事務局の方をお願いいたしまして、改めて事務局より前回説明いただいた内容についてポイントを絞って説明いただき、それからまた皆様のご意見をいただきたいと思っております。それでは事務局の方からよろしくお願いいたします。

#### ○事務局（給与課長）

給与課長の香取でございます。前回ご説明しました資料につきまして、そのポイントとなる内容を改めてご説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

それではお配りしてございます前回の資料、「第1回特別職報酬等審議会資料」の1ページをご覧くださいと思います。

1ページの下段の四角枠の中をご覧くださいと思います。2つ目になります。特別職の職員の給与についての、昭和43年の自治省の行政局長通知でございます。「三役の給与につき審議会の諮問を行うに際しては、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯及び一般職の職員の給与改定の状況等に関して、資料を提出し、審議会において十分な審議が行われ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること」となっております。審議の際の検討すべき項目が示されている通知でございます。

続きまして2ページをご覧くださいと思います。

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例でございます。市長等につきましては、給

料の他に「市の一般職の例により、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。」と規定されております。地域手当の支給割合は一般職の職員と同じく現在11%となっております。年間の給与額は中段の表のとおりとなっております。下段のカッコ内の数字でございますが、現在、市長、副市長は本市独自のカットを行っておりまして、そのカット後の額が記入されております。このカットは、この審議会でご審議いただいている条例上の本則の額とは別に市長が独自に判断して設定しており、本則額と同様に条例で期間やカット率について定めて実施しているものでございます。

また、地域手当に関連しましては、その下の参考の表にございますように地域手当を一般職に支給しておりますが、市長等には支給していない政令指定都市もございまして、団体によって必ずしも地域手当を支給しているとは限らないという状況がございます。

続きまして、3ページをご覧くださいと思います。

参考までに一般職の給与改定の方法について、ご説明いたします。一般職の給与の決定方法につきましては、地方公務員法に諸規定がございまして、第24条第3項にありますように「職員の給与は、生計費並びに国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」とされており、人事委員会の勧告内容を踏まえ見直しを行っております。

(坂戸委員 入室)

参考までに平成26年度の状況を申し上げますと、点線の囲みのおりでございまして、10月に給与の引き上げ勧告がございました。12月には給与制度の総合的見直しについての勧告が行われたところでありまして、関係条例の改正を行いまして、勧告内容を実施しているところでございます。

続きまして、少し飛びまして6ページをご覧くださいと思います。

給与制度の総合的見直しについてご説明いたします。本市でも平成26年12月に千葉市人事委員会から給与制度の総合的見直しの勧告が行われたことを踏まえ、平成27年度から見直しを実施しているところでございます。

具体的な内容についてですが、給料表については2%の引下げを基本としまして、平均でマイナス2.4%引き下げる内容となっております。

また、地域手当の見直しも実施されており、支給割合を10%から15%に引き上げるものとなっております。ただし、地域手当の支給割合は平成30年4月までは段階的に引き上げることとなっております。平成27年度の支給割合は現在11%となっております。

6ページの下にある図は一般職の職員の給与制度の総合的見直しのイメージとなります。平成26年度は、人事委員会勧告によりまして、民間と公務の給与が均衡している状況を表しております。平成27年度以降は、民間におけるベースアップ等が仮になかったとした場合の図となりますが、公務の地域手当の支給割合が上がっていくことが決まっておりますので、公務側の給与の内訳としては、地域手当の支給割合の引き上げに応じて地域手当部分が増えることとなります。この増えた分について、給料部分を減らし、公務と民間の給与の均衡を図ることとなります。なお、民間の給与水準が上がった場合などは、人事委員会勧告によりまして公務の給与水準が調整され、民間給与との均衡が図られるといったこととなります。

続きまして7ページをご覧くださいと思います。

Ⅲの「本市特別職の報酬等の改定の必要性について」でございます。1の従来の改定方法ですが、一般職の改定率の推移、他の政令市の報酬等の額を参考に改定を行って参りました。前回の改定は平成18年7月となります。その前の改定が実施された後の平成8年度から平成17年度までの一般職の改定率の累積がマイナス0.29%となります。こちらと給与構造の改革分であるマイナス4.70%を合わせた改定率により額を決定いたしました。

続きまして8ページをご覧くださいと思います。

2の「改定の必要性」の「(1) 前回改定後の一般職の給料改定率の推移」でございますが、平成26年度までの累積でマイナス0.371%となっております。また、これとは別に給与制度の総合的見

直しの改定率がマイナス2.4%となっております。

続きまして、「(2)地域手当の段階的引上げ実施における給与月額」でございますが、特別職の地域手当は、一般職の例によることとされておりますので、特別職の給料月額を据え置いた場合に、地域手当を含む給与月額が増加していくこととなります。

これらの問題を踏まえて、皆様より改定の必要があるというご意見をいただきましたので、試案を三つ提案させていただいております。

引き続きまして、試案についてご説明いたします。左上に「1案」と記載された資料をご覧ください。こちらの案は、平成18年度から平成26年度までの累積改定率でありますマイナス0.37%に、平成27年度の給与制度の総合的見直しにおける平均改定率でございますマイナス2.4%を反映した後の累積改定率、マイナス2.76%によりまして改定を行うものでございます。なお、改定率を乗じた後の1万円未満は四捨五入としております。

給料月額の改定の表をご覧ください。

この改定方法によりまして、市長につきましては、改定前は119万円であったところ、改定後は116万円となります。また、副市長につきましては、改定前は96万円で、改定後は93万円でございます。それぞれマイナス3万円引き下げるという内容となっております。

次の各年度における給与額の見込みの表をご覧くださいと思います。

先ず、市長の表をご覧ください。この改定方法によりまして、平成27年度以降の給料月額は116万円へ引き下げた額となりますが、地域手当につきましては、支給割合が11%から15%へと引き上げられることに伴いまして、年間給与額については、平成26年度との比較で、平成27年度は、マイナス36万2千円と一旦は減少いたしますが、平成28年度にはプラス3万円、平成29年度はプラス22万6千円、平成30年度以降はプラス42万3千円と増加することとなります。副市長については、その下の表のとおりとなっております。

本案における留意事項をご覧くださいと思います。

先ず、考え方ですが、本案は、過去の改定の考え方でありまして累積改定率による改定の方法を踏襲しているものとなります。次に手続き、効果等でございますが、地域手当の支給割合の引き上げ率が今回の給料月額の引き下げ率を上回ることとなりますので、年間給与額は実質的に引き上げとなります。また、年間の給与額も、年度によりバラツキが生じてしまう状況となっております。

続きまして、「2案」をご覧くださいと思います。

こちらの案は、地域手当を廃止し、平成26年度時点の地域手当相当額を給料月額に組み込むというものでございます。この場合も平成18年度以降の累積改定率でございますマイナス0.37%につきましては反映することといたしまして、1万円未満につきましては、1案と同様に四捨五入としております。

給料月額の改定の表をご覧ください。

この改定方法によりまして、市長につきましては、改定前は給料月額と地域手当の合計が139万9千円であったところ、改定後は130万4千円、1万円未満は四捨五入としておりますので、130万円となります。また、副市長につきましては、改定前は給料月額と地域手当の合計が105万6千円であったところ、改定後は105万2千円、同じく1万円未満を四捨五入いたしますので105万円とする内容でございます。

次の各年度におけます給与額の見込みの表をご覧ください。

先ず、市長の表をご覧ください。この改定方法によりまして、平成27年度以降の給料月額は、地域手当を組み込んだ結果130万円へ増額となりますが、各年度の年間給与額につきましては、平成26年度との比較で、マイナス15万2千円と減少いたします。副市長については、その下の表のとおりとなっております。

本案における留意事項をご覧くださいと思います。

先ず、考え方ですが、本案は、地域手当相当額を給料月額に組み込むことによりまして、今後予定されている地域手当の支給割合の引き上げの影響を受けない改定方法とすることができます。また、他団体において地域手当を廃止している例も考慮したものでございます。次に手続き、効果等でございますが、改正後の給料月額は、改定前の給料月額と地域手当の合計額よりも少なくなっております。また、給料月額等の問題とは別に、退職手当につきましては、給料月額を算出基礎としているため、現行の退職手当額の支給水準を超えないように退職手当算出の際に給料月額に乗じる支給率を引き上げる必要がございます。前回の審議では、一部委員よりこの点についてのご発言をいただいているところでございます。今回補足説明といたしまして、留意事項の下に、(参考)退職手当の算出方法という項目を記載させていただいております。退職手当は「給料月額」掛ける「在職月数」掛ける「支給割合」となっております。具体的に市長の例を申し上げますと、現在の給料月額が119万円ですのでこれに、任期4年ということから在職月数が48月、そして現在の支給割合の0.58を乗じますと、手当額は総額といたしまして3,312万9,600円となります。なお、退職手当額についても、現在カットを行っておりますので、カット後の支給額としましては、1,656万4,800円となります。退職手当の算出基礎が「給料月額」となっておりますので、地域手当分を組み入れますと給料月額部分が増えまして、そのままでは退職手当が増えることとなりますので、本案の留意事項では、現行の支給水準を超えないよう先ほどの0.58でございます「支給割合」を引き上げる必要性という点について記載してございます。

最後になりますが、「3案」をご覧いただきたいと思っております。

こちらの案は、地域手当の引き上げに合わせて給料月額を段階的に引き下げるものでございます。1万円未満につきましては、前の二案と同様に四捨五入としております。

次の各年度における給与額の見込みの表をご覧いただきたいと思っております。

先ず、市長の表をご覧ください。この案は、地域手当の支給割合の引き上げに合わせてまして、給料月額を減額するものでございます。年間給与額につきましては、平成26年度との比較では、平成27年度はプラス1万3千円となっております。副市長については、その下の表のとおりとなっております。

平成28年度以降についてですが、市長、副市長ともに年間給与額が減少することが見込まれております。

本案におけます留意事項をご覧いただきたいと思っております。

先ず、考え方ですが、先ほどご説明したとおり、地域手当の支給割合の段階的引き上げに合わせてまして、給料月額を同じ引き下げ率で減額させるものでございます。次に手続き、効果等ですが、年間給与額は減少していくものの、地域手当の変動に合わせて、毎年、給料月額を変更しなければならない状況が生じてしまい、その都度、当審議会を開催する必要がございます。少し長くなりましたが説明は以上となります。

### ○会長（奥本委員）

ただいま、事務局から前回の内容についてご説明いただきました。私の方から付け加えさせていただきますと、皆さんもお聞きいただきましたように、2案につきましては、この資料の前回のものに少し付け加えていただいております。どこを付け加えていただいたかという、説明があったように地域手当を給料の方に組み入れてしまう場合、給料月額は据置きという形になるのですが、そうしますと給料月額が地域手当の分だけ増えてしまいます。それが退職手当の計算の方に影響してきて退職手当が増えてしまうのではないかとのご懸念について、前回、細谷委員さんの方からご意見いただきましたので、事務局の方とも、退職手当が増えないようにする方法はあるかということで相談いたしまして、それで、ご説明いただいたように、退職手当の計算における支給割合を現行の水準より増えないようにするというやり方もあるのではないかとご紹介していただいたわけですが、事務局から1案、2案、3案と3つの案を示していただいております。前回、皆さんからも意見を出していただいたのですが、今日改めてもう一度、皆さんから色々ご意見いただいて、審議をしていただけたらと思っております。それでは、

どうか皆さんご自由にご意見を出していただければと思います。よろしく願いいたします。

#### ○細谷委員

前回、私が確認したところが考慮されていますが、問題はこの間も話したかと思うのですが、地域手当相当額を給料月額に組み込むという考え方は、地域手当を廃止するということとは異なるのではないかという発言をしました。資料の後ろから2枚目に、要するに地域手当がゼロのところございますよね、新潟、静岡、浜松、熊本。例えば新潟、116万3千円の中には地域手当を給料の中に組み込んだ額として考えているのでしょうか。

#### ○事務局（総務部長）

まず新潟市につきましては、職員の地域手当もこれまで0%でございまして、したがって特別職につきましても0%ということとございました。ただ、総合的見直しの中で、一般職につきましては3%の見直しとなっていますけれども、特別職については、それについては見直していないと聞いております。それから静岡、浜松につきましては、今、お話がありましたとおり、地域手当相当分も踏まえた上で、給料の月額を決めているという形になっておりまして、したがって、静岡、浜松ともに千葉市の給料の額を上回った額になっております。熊本につきましては、地域手当は一般職員に出ておりませんので、特別職も出てないという形になっております。以上です。

#### ○大島委員

二つの問題があると思うのです。一つは、細谷委員からも意見がありましたけれども、前提としてどういう仕組みにするかということがあります。1案、2案、3案は仕組みが違いますよね。どの仕組みを採用するかという問題と、その場合の給料月額をどうしたらよいかという問題があります。例えば地域手当を抜きにするという考え方もないとも言えないわけですし、そもそも地域手当は15%という考え方もあるかもしれない。千葉市の市長の給料が特別高いわけではない。例えば最低賃金のような状態から見ましても、特に千葉市のランクは相対するとそれほど高いわけではない。ですから、初めの給与をどうするのかというのは別の問題として、大阪市がなぜ地域手当を廃止したのか知らないのですけれども、考え方としては、他の市町村を勘案して、同じ規模のところを勘案して、それから従来の金額も勘案しながら決めていくという2案も私はよいと思います。3案は前回もご意見があったと思うのですが、結構、煩瑣で毎年毎年、何をやっているのですかという感じで、地域手当を上げたから給料を下げるという事で意味がない。それであれば、2案が私はよいのかなと思います。その場合、一番初めの給与、給料月額をどうするのかという次の問題があって、事務局の提案はそのうちの一つだと思います。

#### ○坂戸委員

どの案も期末手当が4.1か月と書いてあるのですが、これは毎年変わるのですか、それとも4.1か月というのは条例などで決まっているのですか。

#### ○事務局（給与課長）

こちら毎年、人事委員会勧告がありまして、均衡を図るということになっております。

#### ○会長（奥本委員）

皆さん、いかがでしょうか。

#### ○辻委員

私も先ほど、大島委員が発言をされた内容に賛成をしております。ひとつは仕組みをどうするかということ、それからその仕組みのスタートをどうするかということで、この二つに分けて検討した方がよいと思います。現行の市長、副市長の水準につきましても、そう高いとは言えないのではないかと思います。時間で比べても、公務がどれくらい時間を使ったかというのは定かではないのですが、仮に外から見ていると、年間3千時間働いて公務で仕事をしていましたということを経年で割り返すと7,8千円の世界なのですね、現状でも。これは一般企業から見てもそう高い水準ではないし、現行の水準を維持するという考え方の中で、組み込むというのは非常にシンプルで分かりやすいのではないかと思います。

#### ○会長（奥本委員）

地域手当については、制度として維持するけども、給料の方に入れ込むということですか。

### ○辻委員

入れ込むことについては、分かりやすくてよいのではないかと思います。入れ込み方については、議論があるのではないかと思います。

### ○坂戸委員

私自身は地域手当というものが、公務員のお給料の体系の中で無意味に決められているものではないのだと思いますね。ですから、先ほどのご説明のように経済、物価とかそういったことが加味されているところとないところがあるわけです。公務員の方の基本的な給与体系をここで我々が、千葉市の市長さんの事だとはいえ、基本的に変えてしまうということが、いかがなものかというように私は思います。公務員の方の給与、日本のルールみたいなものもあるわけですね。ですから、それはいじることはいかがなものかというように私は思います。ですから、この中で聞かれるとすれば1案で十分だと思います。

### ○事務局（総務部長）

少し補足させていただきますと、大島委員さんから大阪市の考え方についてお話がありましたので、手元に資料がありますので、考え方について読ませていただきますけれども、特別職に地域手当を支給することは法的に問題はないが、特別職に国家公務員の地域差を反映させる地域手当を支給することはなじまず、市民にわかりにくい。また、本審議会から答申する給料の額に別途加算しているかのような誤解を生みかねないものであり、他都市で見直す例もあるため、地域手当は廃止するとなっております。以上でございます。

### ○細谷委員

完全な廃止ですね。組み込みではないということですね。

### ○事務局（総務部長）

組み込みではないです。

### ○大島委員

今の坂戸委員のご意見に対してですが、つまり国家公務員というのは基本的な一律何号俸などと決まっています、この方々は全国にちらばっていて、そこでの物価などに影響されて生活をしているので、そういうことを勘案して地域の差を反映させるように、大都市で物価が高ければそこでプラスすると、低いところはそれほどしないと、そういう制度なのですね。だから国家公務員の場合には、当然それは必要だと思うのです。ところが地方公務員は各市で各地でそれぞれ民間の賃金と連動するようになっている。地域格差が反映されているのですね。だから、その上にさらに地域手当を入れるかということで、さきほど大阪市がそぐわないとしたことについては、私もそう思います。基本的にそう思うのですよ。この問題が、どこかで問題になったことがなかったのでしょうか。国家公務員の場合は基本的に一律、何号俸、何号給などと決まっています、その中で、その人がその賃金で、例えば低いところと、大都市に行った場合とで、同じ給料では不都合でその差を埋めるために地域手当があるのだと思うのです。そこでの民間の給与とのバランスを決めた上で地域手当を上乗せするという事は逆に、地域手当を上乗せすることを検討しながら、恐らく賃金を決めてきたのだらうと思うのです。だから今まで不当だというわけではなくて、額としては不当ではない。考え方としてどうなのかということと言えらると思うのです。

### ○坂戸委員

一般職の方は地域手当が出ますね。今の大島委員の理屈であれば、一般職の方も地域手当をなくして、一括にしようということでないとおかしい。地方公務員でも、県の方はついていきますよね。各市町村で違いますからね。千葉市ですから、大島委員のおっしゃることはなくてもよいような感じがします。千葉市内でいうなら一括だという考え方はありますが、地方公務員も含めて公務員の給与体制が、給料月額と地域手当で決まっているということ、国家公務員だけではなくて、地方公務員も含めて、公務員全体がこれで決まっているのだということでもあります。大阪がごまかしているようだという事になりますと、大阪市の職員、あるいは千葉市の職員も含めて、市民を騙すために地域手当を払っているというような感覚になっていくというような受け止めを私はするわけです。公務員といわれる方の給料が歴史

的にこのスタイルで続いてきたということ考えた場合に、ここであえて市長について変えていくことが妥当なのか、もし地域手当がないことが妥当であれば、それは人事委員会でご検討いただきたいというようなことになるのではないだろうかというように私は思っているところでございます。

#### ○大島委員

ありがとうございます。一応、できる規定になっているのですよね。つまりしてもしなくてもよい。それは各自治体に任されている。だから我々がやることもあくまで答申で、最終的に決めるのはあくまで議会ですよね。議会で条例として決めることになるので、そのための答申として、やっぱり誰かが言い出さないとこの問題は生じないし、一般職ではずっと慣行的に行われてきていますけれど、特別職からそういった見直しがあるとすればですね、そういう見直しについての答申でよいのではないのかなという気も私はしております。

#### ○会長（奥本委員）

大島委員さんは、地域手当については地方公務員には必要ないというお考えですか。

#### ○大島委員

そうではなくて、特別職の今回の見直しにあたってですね、つまり地域手当が段階的に上がることになってしまっているわけなので特別職については検討してもよいのではないかなと思います。

#### ○会長（奥本委員）

一般職の方の地域手当についてはどのようにお考えですか。

#### ○大島委員

今、それは議題になっていないです。ここでは議論する場ではないです。あくまで特別職について、議会に提案するのは市長ですから、提案する人が自ら、自分でこれがよいからと提案するのはどうなのかと私は思うのです。だからこそ審議会があって、一般の人々の意見を聞きながら、その意見に基づいて議会に出そうということなのだと思います。市長が議会に提案する機会にどうですかという、それも一つのよい手なのではないのかなというふうに私は思いました。先ほど、2段階目の金額なのですが、私は事務局案がまずいと申し上げているわけではなくて、従来の経過からすると適当なのではないかと思っておりますが、それはまた議論が別かなと思って申し上げます。

#### ○副会長（大澤委員）

やはり地域手当の段階的引き上げを受けないということで、自分は2案がよいと思います。ただ、一般の市民の方は地域手当の存在をわかってない方が相当数いると思います。地域手当を入れると市長の給料が、総額が変わらないといっても、見かけ上は増えたようにみえるので、もし2案で答申される場合には、市の方から市民の皆様に丁寧な説明を、分かりやすい説明をしなければいけないと私は思いますし、退職金の支給割合の調整というのは、やっぱり必要不可欠だと思います。

#### ○会長（奥本委員）

他の委員さんいかがでしょうか。

#### ○河合委員

最初、事務局の方から説明いただいたように、特別職の給料については、基本的には同じ規模の政令指定都市との比較において決めなさいとなっております。参考として、今までの改定の経緯とか、一般職の改定の経緯も参考にして、決めなさいという指示があったかと思うのですが、ここで今、論議されている一般職の例により地域手当を別に出していることは今後は必要ないのではないかと私は思うのです。最終的な額で表した時には必要性は必ずしもないと理解しています。坂戸委員さんがおっしゃっているのは、地域手当は残しておくべきだということだと思っておりますけれども、そこが一点ですよね。それと、ここでもう8年給与改定をしていなかったのもうそろそろ改定した方がよいと、一般職も見直しが生じたのでそうすべきだということで今回の審議会が開かれていると思うのですが、それは当然そうすべきことであり、基本的な数字の根拠として、第1案があるのはごもっともなことだと思っておりますけれども、この機会に、やっぱり基本原則として第1案だと特別職の給与が毎年、地域手当が10%から15%に増加する毎にどんどん変わっていく、それでよいのだろうかということが基

本にあると思います。私も前回に第3案はちょっとむずかしいと申し上げましたが、毎年の特別職の給与を変更させないで、しばらくは額を据え置ける方法として第2案しかないのではないかなということが私が申し上げたいことであります。

○会長（奥本委員）

河合委員さんとしては、第2案がよいのではないかということですか。

○河合委員

今後とも計算の都度、第1案のような考え方は背景にあるのだと思います。

○会長（奥本委員）

特別職について地域手当を入れるか入れないかということについてはどうですか。

○河合委員

給与に含まれている。それが故に他の政令指定都市の給与体系に入っているからそこで比較されると私は理解させていただいた。計算の根拠としては入っているけれども、あえて、別々に区別する必要はないということでございます。

○会長（奥本委員）

2案ですと、従来の地域手当というものを給料の中に組み込んで、一つのものとして扱うということになります。

○河合委員

よいのではないかと思います。

○細谷委員

地域手当そのものの考え方をおっしゃっていたと思うのですが、各市の給与がすべて各地域の生活程度、それから各工場があつたりして、生産もいろいろ上がつたりして、市に入る税も含めて配分されるものを全部反映した金額になっているのかどうかというのはちょっと私わかりませんので、一概にこれ自体を廃止というのは、やっぱり地域の生活の度合いに見合った賃金を一般職の人でも受け取れる、特別職でも受け取れるという制度になっているのだったらよいのだけれど、そうでないから多分国の制度として地域手当の支給を国で決めてきたのだらうなと思います。それがちょっと頭にあるのです。それはそれとして、きちんと受け止めながら、今回の案で言えば、廃止ではなくて、地域手当の額に相当するものを、給料の中に組み込むということになるかと思います。

○会長（奥本委員）

2案ということですね。

○細谷委員

そうだから、最初に質問したように各市で地域手当を受けてない特別職はどういう実情なんですかと言いました。大阪の話がでましたけど、特殊だと思うのですよ。たぶん、市の体制を担った人たちの煽り方によっては、各市民からものすごく公務員批判も含めて出たろうし、賃金を取りすぎだという意見も出たろうし、その中で出てきたことじゃないかと思っていました。見たら額は平成27年12月19日から166万円ですよ。大阪市の場合には今までの地域手当を含めたとしても、10万以上額は多くなっている。市民から意見出させておいて市長はなぜ多く取るのって思えます。思い過ぎならよいけれど、そうも受け取れるから、私はそういう意味で地域手当の廃止ではなくて、地域手当に見合う分を市長の場合には組み込んで額を決めていくとするなら2案でもよいかなという気持ちではあります。

○大槻委員

私もですね、会社で勤めていた時には、その会社によって、地域手当に相当差がありました。地域によって物価が違いますので、それを今回ははっきり組み入れるという形の2案であれば、それでもよいと思います。

## ○坂戸委員

この3つの案のうち2案ですとお給料が15万2,280円、安いものが未来永劫続く。改定がない限りですね。3案については、16万円、15万9千円、と順次、減っていきという案ですね。そうしますと、地域手当を支給されているところの市長さんはこの第1案のように地域手当が上がっていくわけですね。しかし、千葉市だけは何年、経てば経つほど下がっていくのだと、他市が普通に上がっていくのだということになります。それで本当によいのですか。お給料ですよ。日にちが経つと人より安くなっていくという給料制度というものが、人の労働の中で果たして許されるのですかね。私はちょっとおかしいと思いますよ。時間が経てば経つほど下がり、差がついていくのですよ。ここで見れば15万2千円で止まっているように見えるけれども、他の市が地域手当を上げなさいという国の方針に乗っかっていけば、他市との差は広がっていくのではないですか。私はそのように理解しています。千葉市の市長、副市長が1年経てば他市との差がどんどん広がっていくのだと、千葉市の市長と副市長は安くてよいのだと、そんな馬鹿なことは私はないと思いますよ。お給料が下がるということは尋常なことではありません。市長さんが、市の財政を考えて、今、苦しいのだというのであれば、今の額について辞退をする条例で決めればよいです。基本的に他市との差が年を追ってどんどん開いていくという給与体制が本当に世の中にあるのですかね。私はとても信じられない。私もね、当然、バブルがはじけてから5年、6年給料を上げなかったことがありますよ。中小企業ですから、上げられないこともありますよ。自分のお給料ね。しかし、下げたっていうことは一度も記憶にありません。それはね、給料をいじって下げるといふ話は、絶望的は会社の経営のやることですよ。私は今までの経緯で千葉市は何十年とやってきた中で今のこのお給料が決まっているのですから、それが多い少ないはまた別の話じゃないのかなと思います。他市との差が開く一方のような給与体制を千葉市が決めてよいのですか。

## ○事務局（総務部長）

ご意見ありがとうございます。ご説明が不足する部分があったかもしれませんので、改めてご説明させていただきます。地域手当は地域の民間賃金を考慮した上でその差を設けている形になっています。例えば、賃金の低いところについては、地域手当がない。一方で東京の特別区みたいに民間賃金の非常に高いところについては、その差分を地域手当で埋めましょうという形になっています。基本的には地域の民間賃金を参考にしているということになっております。そこで他の政令市の状況でございますけれども、今、ご意見いただきましたけれども、他の政令市で総合的見直しをやっている団体が、札幌と新潟と神戸の3つしかないという状況になっています。札幌については地域手当を実は今回いじってない。上がらない地域になっています。千葉市は10%から15%ということで、民間賃金上がったから上がったという形になっておりますけれども、札幌は地域手当が変わってないということになっています。それから新潟市につきましては、先ほど申し上げたとおりゼロだったのが3%になったということでございます。多くの市が、今、総合的見直しをどうするのかということで、まだ動いてない状況でございます。これから他の政令市も動いてきておっしゃったように特別職の給与が上がるかもしれませんし、あるいはその分を見合わせて下がるかもしれない、そのところはちょっとまだ見えないというような状況でございます。以上でございます。

## ○大島委員

それほど下がるのではないのかなと思います。1案ですと、いったんは下がるのですよね。27年度は下がるのですよね。でもその後はちょっと上がっていきます。2案はちょっと下がり、それからずっと下がらないし変動しない。この引下げが不相当になり改定の必要性があれば改定されていく。これがずっとということではないのではないかと思います。市長だから下げようとかそういう意味じゃなくて、さっき言った、細谷委員さんのお話なのですけれど、組み込むというのは私は2段階で分けて考えました。制度としてどうするかという問題と、その場合の初期の金額をどうするかという問題です。もし制度として組み込むということであれば、毎年毎年15%組み込まなければならないです。それはちょっとどうなのかということですかね。1案と同じになる。だから、そうではなくて初期段階でつまり、今回の改定で組み込むというのは私もよいと思うのです。その後は制度としては、廃止になるのではないかなと思うのです。

## ○細谷委員

千葉市は地域手当には手をつけてないけれど、基本賃金には手をつけています。私が言う事ではないですが、市長にしても副市長にしても独自のカットしてきているでしょう。事業をうまくやるにはちょっとどっかから金をださなくてはいけない、会社でも同じだと思います。そういう工夫はやってきてい

るのだけれども、それ自体については今回のテーマにもなっていないし、私は手をつけるべきところではないと考えています。ずっと下がりっぱなしということは私もないと思う。気持ちはわかりますよ。下げるとしても、大変な生活があるわけです。それは一般の職員も同じだと思います。

**○会長（奥本委員）**

他の委員さんいかがでしょうか。林委員さんいかがでしょうか。

**○林委員**

まず一点確認なのですが、1案、2案、3案の中から一つを選ぶということなのですか。それともこれはあくまで案で、折衷案とかそういった案もあるのでしょうか。というのも、仮に2案にした場合ですね、金額を119万円から130万円で固定になるのか、それともマイナスの額になることを見込んで、そこをゼロにするとか、多少プラスにするとかいう月額130万円の決め方をまずここで議論するのかどうかということを確認したいです。

**○事務局（総務部長）**

あくまで案でございますので、どれかから選んで欲しいというわけではもちろんございません。その中で調整していただくということはあるかと思えます。ただ、特別職は市長、副市長ほかの代表監査などもそうですが、金額は基本的に1万円単位で整理しているという中で、今回1万円単位で整理すると、結果的にぴったりとはプラスマイナスが合わないということで、今回この差が出てきているというような状況もございます。

**○林委員**

例えば、年間で15万円で、月額1万円上げると期末手当を入れるとほとんどゼロになるのかなという気がするのですが、そういう決め方もありますか。

**○事務局（給与課長）**

厳密に計算していませんが、131万円でいくと、当然、期末手当に跳ね返りもあり、おそらく15万円のマイナスは消えてしまうと思えます。

**○林委員**

だいたい、ゼロくらいになるのかな。大阪で市長の地域手当をなくしたということですが、大阪の職員はどうなのでしょう。

**○事務局（給与課長）**

もちろん今でも地域手当は支給されています。

**○林委員**

支給されているのですね。千葉市の場合も職員の給料については、全国、基本を全国に合わせたような形をとりながら、地域手当で調整しているということだと思います。そうすると、市長についてだけ、地域手当をはずしたような単価の決め方が説得性を持った決め方となるのかな、という気がします。私としては、今の金額と変わらない例えば131万円と決めるのであれば、一つの決め方として決まりやすいかなと思いますが、その理屈について説明が難しいのかなという気がしますので、過去の考え方を踏襲していくという1案の方が説明しやすいという気がしております。

**○会長（奥本委員）**

林委員さんの方から1案の方が説明がつきやすいという意見があったのですが、他に2案を支持されている委員より林委員の意見を聞いてなにか質問やご意見はございますか。

**○河合委員**

地域手当10%で、これが15%になったという事は、いつの時点の情報なのですか。いつの時点から千葉市は15%ということについて、国の方から通知が出ているのですか。

**○事務局（総務部長）**

昨年度の人事院勧告において、千葉市域下の国家公務員の地域手当については、民間賃金を調べたら上がったということがございまして、27年からは段階的に引き上げていって、最終的には30年度の段階で15%にというようなことになっています。

○河合委員

ということは26年度までは10%だというのが出ているのですか。

○事務局（総務部長）

何年かおきに国が調べてまして、26年度まで10%となっています。

○河合委員

10%からいきなり15%に上がったということですか。

○事務局（総務部長）

段階的に上げていこうという形です。

○河合委員

いきなり上がったわけですね。

○事務局（総務部長）

政令市の中でも5%上がったというのは実は異例で、千葉市だけになります。

○河合委員

前年度までが10%なのが、15%になるのが妥当だということについては、一般職の人たちもそうだといいことですね。

○事務局（総務部長）

そうです。

○河合委員

急に変わったということですか。

○事務局（総務部長）

そうです。民間の賃金センサスを調査した結果、千葉市域は上がっていたので15%が適当ということになっております。

○河合委員

なぜ聞いているかと、本当に上がったのかということですが。今後、上がるか上がらないかわからないですけど、そのことを考える必要はないですよ。

○事務局（総務部長）

今の段階では、ございません。

○河合委員

今後、もっと上がるようだったら改定すればいいわけで、そういうことは考える必要はないですよ。

○事務局（総務部長）

はい。

○河合委員

私も前回申し上げたように3案のように給料を下げっていく根拠づけはなかなか難しいだろうと思うのですが、第2案を採るとした場合に、最初の金額をいくらにするのかという問題と、制度の問題は別であると他の委員さんもおっしゃられたことについては、私はもともと賛成です。金額の問題

と制度の問題とを分けて話を進めたらいかがでしょうか。

#### ○大島委員

もともと一般職と特別職では決め方が違って、制度上違っていると思っています。通達や地方公務員法に従うと、元々違ってよいとなっており、従来の考え方というのは、結局のところ総合的に決めて、合計でこの金額だからよいかというような気がするのですよ。それが不当だとか、そういうことを申し上げているわけではなくて、今回決めるにあたって、もともと特別職と一般職では制度が違いますよね。企業で言えば、社長と従業員の違いですね。年度によって、社長の給与、報酬は取締役会あるいは株主総会で決まりますよね。しかし、職員はそうじゃない。特別職はそれなりの覚悟をもってやっていただかないといけないし、そういう立場でもありますので、一般職と別に決めることは私は構わないのだろうと思います。千葉市はいま、累積、市債どれくらい、1兆円くらいあったはずなので、大変だと思います。

#### ○事務局（給与課長）

市債残高は1兆円を超えています。

#### ○大島委員

そういった状態なので、やっぱり首長は首長なりの考え方、それでカットしていらっしゃるんだと思います。

#### ○坂戸委員

それはそれでよいのですよね。

#### ○大島委員

それでもしも伸びたら、それは是非上げてよろしいとそう思いますから、地域手当という細かい考え方を一般職と一緒にしないで、特別職としてあなた方の給料はこれでよろしいと案を提示して議会で決めていただくという方がよろしいかと思います。そういう意味で、別に制度として地域手当を抜くことがおかしいという議論はないと思います。今回、そう改正すべきかというところはもちろんご議論があるかと思いますが、一般職と同じように決めるのはおかしいということもないのだろうと思います。

#### ○坂戸委員

私どもは林さんも含めて経済団体なものですから、最低賃金の検討の場に何人も人を出しております。千葉市はもともと非常に大都市で、クラスも上なのです。そのクラスの中で千葉市はやはり下請け企業が多いというようなことで、ずっと民間の給与が上がらなかったのです。それでこのアベノミクスで騒いだりしたから、他と比べてもとても民間の賃金が上がっていているのです。他の大都市とあまりにも差があったから、詰めていっているわけです。それですから、地域手当のパーセンテージが千葉がちょっと高いじゃないかというのは、もともとの差が他の都市と比べて低かったのです。給与レベルが低かったら、それを労使が協議をして千葉市の都市としての標準に近いもの上げていこうということで、賃金が上がっていってございます。特別に千葉市だけが上がったわけではなくて、全体が上がっているのですよね。ですから千葉市の地域手当が少し多かったのだろうと思います。河合委員がさきほどそのような話をしておられました。特別に何か事情があったわけではなくて、民間の給与が他市に追いついてきたものだからそれがパーセンテージとして、そういう風にしてもらえればよいのではないですか。

#### ○事務局（総務部長）

さいたま市については、地域手当15%になっておりますし、横浜は16%という状況ですので、千葉市の15%というのが、他の政令市と比べて高いというわけではないと思います。

#### ○坂戸委員

特別な理由があったわけではなくて、やはり給料が上がってきたというレベルでお考えをいただかなければいけないのではないかと思います。我々中小企業者も新聞などでも伝えられていますが、73.4%が赤字にも関わらずお給料を上げていくということについては、40何パーセントの企業が既にベースアップをしているわけです。確かに黒字じゃない企業が半分くらいあるわけです。しかし、黒字になるために人材をそろえなければいけないという意味で、給料が上がってきているということとごさい

ますが、地域手当があるないは別にして、お給料が下がる方向にあるのではないのですよということですよ。お給料は日本全体が上がりつつあるのですよと、その中で、市長さんのお給料がこれが特別高いという認識があれば下げなければならないということもありますが、先ほど、辻委員さんもおっしゃっていましたが、意外と安いものだという気もいたしました。それをなぜ下げる努力をしなければいけないのかというのが正直な意見でございます。

#### ○副会長（大澤委員）

私も大島委員と考え方は同じで、特別職なので、一般職と同じ給与体系で考える必要は全くないと考えます。この状況の中で給与を下げるというのはいかがなものかということもありましたけども、民間企業であるならば、それは経営者の裁量、あるいは頑張った従業員のお給料をどんどん上げてよいと思います。ただ、市民の中には年金生活者も多いですし、そういった中で、この特別職報酬等審議会が首長さんの給料についてプラスの答申をするのは、この時期まだやるべきではないのではないかと私は思います。民間レベルではどんどん上げていただいた方がよいとは思いますが、こういう時代で給与というのは市民の税金から支払われているわけですから、その辺のことはやはり勘案しなければいけないのではないかと私は思います。それ考えると、この3つの案のなかでプラスの案というのはどうなのかなという気持ちはします。

#### ○会長（奥本委員）

大澤委員としては、どの案がよいと思われますか。

#### ○副会長（大澤委員）

私は2案が妥当かなというふうには思っております。

#### ○会長（奥本委員）

2案が妥当ということですね。時間も経ってきまして、皆さんにも色々と意見を出していただいたのですが、ここで中曽根委員さんから意見書をいただいているので、事務局からそれについて報告をお願いしたいと思います。

#### ○事務局（給与課長）

先日お時間をいただきまして中曽根委員に一回目の審議会の内容についてご説明させていただきました。その上で意見書をいただいております。読み上げます。

1 意見、第2案が適当であると考え。

2 理由、まず、給与月額、諸手当のあり方を含めた、一般職の給与制度の総合的見直しが平成27年4月から実施されていることなどを考慮すると、特別職である市長及び副市長の給与の額を改定することは適当であると考え。

一般職の給料月額、地域手当及び諸手当の総額については、人事委員会勧告制度による公民給与の均衡が図られるため、地域手当の支給割合の段階的引き上げによる影響も同制度の中で対応することができるが、市長及び副市長の給与の額については同制度の対象となっていない。それらを踏まえて、事務局から提示された3つの案を比較すると、「第1案」は、現制度を踏襲する案であり、平成27年度の給料月額は引き下げとなるが、地域手当の支給割合の段階的引き上げに伴い、最終的には市長及び副市長の給与総額が増加する点に疑問がある。

次に、「第2案」と「第3案」を比較すると、いずれの年度も平成26年度時点の給与総額を上回らないという点で同じであるが、毎年度、地域手当額の割合の変動に伴って給料月額が変動し、その都度、給料月額を決定していく「第3案」より、給料月額を固定する「第2案」の方が安定的かつ妥当な案と言える。また、そもそも市長及び副市長の給与額に地域手当額の支給が必要であるかという点も、地域手当を設けない他市の状況等を踏まえると、「第2案」において、地域手当という支給項目を廃止し、給与額を見直すという手法には透明性があり、一定の妥当性があるものと考え。

以上の点より、「第2案」が適当であると考え。なお、従来の給与額に地域手当額相当分を組み込むことについては、定額での透明性のある金額の明示になることなどのメリットについて、十分な説明が必要である。併せて、退職手当の支給率についても、総合的な見直しをお願いしたい。

以上でございます。

#### ○会長（奥本委員）

どうもありがとうございました。中曽根委員からは、2案が適当ということでございます。色々議論が生まれて、仕組みとしてどうなのかということと、額はどうかということがございましたが、大きく議論を整理すると1案、2案、3案ということで、額は別としても、仕組みとしてどれが適当なのかということをもまず判断する必要があるだろうと思います。それで仕組みがこれでよいということになれば、額はこれでよいということも考えなければならぬと思います。皆さん色々意見を出していただいたのですけれども、皆さんのご意見がある案にまとまれば、それがよいということになりますし、どうしても賛成される案が分かれてしまうと、最終的には手を上げていただいて採決ということも考えなければいけないということになるのですが、いかがでしょうか。聞いている限りでは、仕組みとして2案がよいという委員さんの意見が多かったのでないかと思うのですが、いかがでしょうか。地域手当を給料の方に組み込んで、それがどんどん増えていくのではなくて安定的にこういう金額で平成30年度以降までは行こうという案だと思います。もし将来この案がその時の状況によって適切ではないということになれば、またその時に審議会を開いて考えていく、つまり、未来永劫これでよいと言っているわけではなく、ただ仕組みとしてはこれでよい仕組みなのかなという気もしないのではないのですが、皆さんいかがでしょうか。先ほども出ましたように、退職手当については地域手当を給料に組み込むことによって、給料が増えた分が、現行の退職手当の水準を超えないように支給割合を引き下げるということを当然盛り込むということでございます。いかがでしょうか。

#### ○大島委員

3案については、皆様方、採用する方はいなかったように思います。1案が悪いというわけではなく、従来の考え方にすれば1案になるということなのですから、1案と2案について、どちらでやるかということを決めるにあたって、仮に2案にした場合、いったん2案に賛成したけど、その給料月額については119万円がよいとか、そういう話になっても困ると思います。例えばもし2案としたら、この事務局案に原則的に賛同するとした前提の上で、1案と2案の採決を取った方がよろしいかなと思います。進行上のことについて、意見を申し上げました。

#### ○辻委員

仮にですね、地域手当が平成30年度の時に5%上がるという勧告が出ていなかったら、こういう議論にはなっていないですよ。だから言い換えますと、地域手当という外出しの財源があるから、状況によって色々議論が出てくる。であれば、もっと分かりやすく透明性が高いやり方、私は2案だと思うのですが、地域手当の財源を給料に組み込むということによって、時系列的に変化する地域手当の変動を吸収できて非常に分かりやすい制度になっていくのではないかというふうに思います。したがって問われれば2案でよいと思います。

#### ○会長（奥本委員）

今、大島委員、辻委員からいただいた意見を基に1案と2案で採決をとらせていただくとした場合に、2案については仕組みだけでなく、額としてここに提示されている金額を前提とするということで、1案と2案で皆さんの賛成、反対をお伺いするということがよろしいでしょうか。

#### ○細谷委員

私は大島さんが言われた、まず、地域手当を賃金に組み込む、次回からはそれをなくしますよという形とした方が聞く人はわかると思うのです。そして2案の額がこれでよいのかという考え方もあるのかも知れないけれど、私には現在書かれている額自体が妥当かどうかというのは人の生活に関わるものですから、わかりませんが、一応、多分、事務局はいろいろなことを考えながらこの案を出されたと思うので、その額も含めた形で2案でどうかというふうに整理してほしいと思います。

#### ○会長（奥本委員）

退職手当についても、従来よりは上がらないように支給割合を下げるということも含めてですか。

#### ○細谷委員

それも含めてです。一般の職員の感情もありますから。基本賃金に組み込んでいくと、それ自体が算出根拠となるから、これではあまりに差がつくと不満も出ると思います。

#### ○会長（奥本委員）

現行の退職手当の支給水準を超えないように、支給割合を下げるということも織り込んで2案を考  
えるということですね。それでは、1案というのはここに書かれているように、従来からの制度をそのま  
ま残したような形で、地域手当の分は上がっていくという案です。2案は、地域手当については給料の  
月額の方に組み込むという案です。この場合、地域手当を10%で組み込んでいると考えてよろしいで  
しょうか。

○事務局（給与課長）

はい。

○会長（奥本委員）

2案については、地域手当を15%ではなく10%で組み込んでおり、また退職手当についても現行  
の支給水準を超えないように支給割合を下げる案だと考えていただいて、皆さんに1案と2案のどちら  
に賛同されますかということで、お伺いするということでもよろしいでしょうか。

○一同

異議なし

**採決**

○会長（奥本委員）

それではお伺いします。

1案にご賛成の方、手を上げてください。

（2名挙手）

2案にご賛成の方。

（6名挙手）

それでは2案が多数ということですので、審議会としては2案を取らせていただくというふうにさせ  
ていただきたいと思います。1案が妥当という委員さんもいらっしゃいましたので、答申を書くときに  
審議経過及び付帯意見ということで、そういったご意見もあったということをきちんと記載するという  
ことにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○一同

異議なし

○会長（奥本委員）

それでは、次に改定の適用の時期について、審議をいただくのですが、これについて事務局の方か  
ら説明をお願いいたします。

○事務局（給与課長）

お手元に配らせていただいている資料のうち、実施時期に関する資料をご覧いただきたいと思いま  
す。こちらに市議会の今後の開会時期の予定を記載させていただいてございます。条例の改正が必要とな  
りますので、議会の審議、議決が必要となります。議会の予定については、資料の記載のとおりです  
けども、速やかに改正ということであれば、平成27年第2回の定例会が6月8日に開会いたします。こ  
のタイミングで議会に上程して、審議していただいた上で、最終的に議決いただければ、最速であれば平  
成27年7月1日からの施行が可能となります。説明は以上でございます。

○会長（奥本委員）

今、事務局より改定時期について、7月1日という案をいただきました。これについて、ご意見、ご  
質問ありましたらお願いいたします。

○会長（奥本委員）

改定時期は7月1日ということでもよろしいでしょうか。

○一同

異議なし

○会長（奥本委員）

それでは異議なしということですので、適用時期については7月1日からということを進めていただきたいと思います。

答申案について

○会長（奥本委員）

それでは答申案を審議しなければいけないのですけれども、今までの審議会の審議内容を踏まえて事務局の方でたたき台を整理して作っていただくということで、10分間ほどお時間をいただきます。今、11時25分ですので、約10分ということで11時35分くらいまで、いったん休憩にさせていただきますと思いますので、11時35分くらいになりましたら再開させていただきますと思います。皆さんもお疲れになったと思いますので、この後は長い時間をいただかないかと思いますので、とりあえずここで10分間ほど休憩にさせていただきますと思います。

（休憩）

○会長（奥本委員）

11時35分と申しましたけれども、皆さん席についていただいて、答申書の案も配っていただいたので、審議会を再開にしたいと思います。答申案については、私と大澤副会長で前回の審議内容を踏まえて、あらかじめ作成したものに本日の審議内容を踏まえて整理したものであります。そのため、一部箇条書きとなっているところもございますけれども、ご了承いただきたいと思います。それでは、事務局に全文を読み上げていただいて、その後、内容についてご意見を伺いたいと思います。それではよろしく願いいたします。

○事務局（給与課長）

答申書を読ませていただきます。

本審議会は、平成27年5月1日に市長から千葉市特別職報酬等審議会設置条例第3条の規定に基づき、市長及び副市長の給料の額について諮問を受けた。

本審議会では、一般職の職員の改定状況や社会経済情勢などを総合的に勘案し、慎重に審議を重ねた結果、次のような結論に達したので答申する。

1 改定の必要性

本審議会は次の2点により市長及び副市長の給料の額を改定する必要があると判断した。

- (1) 一般職の給料改定率については、前回改定（平成18年度）後から昨年度までの累積は $\Delta 0.37\%$ であるが、昨年度の人事委員会勧告を踏まえ実施している給与制度の総合的見直しを受けて、本市においても本年4月から給料の水準を $\Delta 2.4\%$ 引き下げており、これを合わせると一般職の給料改定率の累計は $\Delta 2.76\%$ となっている。

一方で、給与制度の総合的見直しにおいては、地域手当についても国と同様に支給割合の見直しを行っており、これまで10%であった一般職の地域手当の支給割合は平成27年度より11%とされ、勧告どおりに実施された場合、段階的に引き上げ、平成30年度には15%となる予定となっている。

市長及び副市長の地域手当については、現行制度上一般職の例により支給されることとなっており、見直しを行わないと、市長及び副市長の地域手当を含む年間の給与総額は毎年増加することとなる。

これまで、市長及び副市長の給料の額は、一般職の給与改定の状況を参考としつつ決定してきており、公民給与の均衡を前提とした、給料と地域手当の配分の見直しともいえるものであることを考慮すると、現時点において市長及び副市長の給料の額について

見直しを行うことが適当であると考えられる。

(2) 本市以外の政令指定都市においては、現時点では一般職の給与制度の総合的見直しを見送っている団体が多く、当該見直しに伴い特別職の給料額等を改定している団体はない。

一方、本市にあっては、いち早く一般職の給与制度の総合的見直しに着手しており、国の特別職の俸給等が一般職の給与制度の総合的見直しを参考としていること、また都道府県においては一部の団体で国と同様の見直しを行う傾向も見られることから、本市においても市長及び副市長のように地域手当を受ける特別職にあっては見直しを行うことが適当である。

## 2 改定額及び改定時期

・市長及び副市長の給料の額については、これまで他の地方公共団体の人口や財政規模なども考慮しながら、一般職の改定状況、国の特別職の俸給等の状況、社会経済情勢等を総合的に勘案し、改定を行ってきた。

・給与制度の総合的見直しによる地域手当の支給割合が今後段階的に引上げられる人事委員会勧告がなされている。一方で特別職の給料については、地域手当の変動に合わせ頻繁に改定するのではなく、中期的に安定した給与体系とすることが望ましい。

・市長及び副市長の給料の額はそれらを踏まえて決定していくことが適当である。

・改定の時期については、一般職が本年4月より給料表の水準の引き下げを実施している状況等を勘案すると、速やかに改定することが適当である。

以上のことから、次のとおりとすることを決定した。

### (1) 地域手当の廃止

市長及び副市長の地域手当を廃止する。

### (2) 給料月額引き上げ

廃止した地域手当の額に相当する額を、平成26年度時点における支給水準を超えない範囲で給料月額に加算することとし、次のとおりとする。

市長 給料月額 1,300,000円

副市長 給料月額 1,050,000円

### (3) 改定時期

平成27年7月1日からとする。

なお、退職手当について、給料月額引き上げに伴って増額となることのないよう、支給割合を引き下げるなど、所要の調整をすることが適当であるとする。

以上が読み上げ部分となります。本日、ご審議いただいた内容をさらに付け加えまして、具体的には改定額及び改定時期の箇所、一般職と特別職の給与の決定方法は異なっていることなどを書こうと思っています。そして審議経過のところにつきましては、今回、1案という意見をいただいておりますので、そこにつきましては付帯意見として書かせていただこうかと思っています。ということで、最終的には皆さんにご確認していただいた上で、答申に持っていきたいと思います。説明は以上です。

## ○会長（奥本委員）

どうもありがとうございます。答申案については、今、お聞きのとおりでございます。これに加えまして、本日の審議内容の中で必要なものをこの答申案の中に記載したいと考えておりますが、本日、皆さんから出されたご意見の中で、答申に記載した方がよいとか、是非、答申に記載したいというご意見がございましたら出していただけたらと思いますが、いかがでござ

ざいでしょうか。

**○辻委員**

参考程度なのですが、期末手当は今回の改定で影響はでないのですか。

**○事務局（総務部長）**

下がります。少し下がります。

**○辻委員**

退職金だとここに書いてあるとおりなのだろうけれど期末手当の計算というのは、給与月額が基本になるのですよね。

**○事務局（総務部長）**

なります。

**○辻委員**

何か月分ですか。

**○事務局（総務部長）**

4. 1か月分です。若干、加算がありまして、今の制度でいくと、給料と地域手当を合わせて、それに役職に応じた加算ということで1. 2倍をして、その4. 1月分が年間のボーナス支給額になっております。このため地域手当と給料を合わせた額が仮に変わらないとすると、期末手当の額も変わらないということになります。今回、総額が若干落ちますので、そう意味では期末手当も若干落ちるということになります。基本は給料と地域手当を合わせたものがベースとなって計算されていくという形になっています。

**○辻委員**

それであれば、給与計算の計算式も改定しなきゃいけないのではないのですか。退職金は支給割合を見直しましたよね。この支給割合を見直すことについては、議会に提案するかどうか。例えば付帯事項のところ。

**○事務局（総務部長）**

はい。条例改正になります。

**○辻委員**

ですよね。期末手当については、計算式も変わるわけですよね。

**○事務局（総務部長）**

期末手当の計算の中に地域手当が入っていますので、それを抜いた形となります。

**○辻委員**

それをここで触れる必要はないのですか。

**○事務局（総務部長）**

期末手当を計算する時に給料と地域手当とを合わせたものがベースとなって計算していく

ということになりますので、その給料と地域手当とを合わせたものが、総額でほとんど変わらなければ結果はそれほど変わらないということになります。

○辻委員

出来上がりはそうであっても、形態が変わるわけですから、なお書きのところにでも、期末手当も所要の手続きをと書くべきではないのですか。

○事務局（総務部長）

それはもちろん可能であります。

○辻委員

一文入れなければと思いました。

○大島委員

文章のことです。改定の必要性の（１）の後ろから５行目、最終的な文章が長いので、途中でよくわからないのです。第二センテンスです、「これまで、市長及び副市長の給料の額は、一般職の給与改定の状況を参考としつつ決定してきており」、点、その後です、「公民給与の均衡を前提とした、給料と地域手当の配分の見直しともいえるものであることを考慮する」、主語が入っていないので分かりにくいのですけれど、「その改定は」とか「その改定状況は」とか入れないと、わかりにくくないでしょうか。あとは委ねます。

○会長（奥本委員）

「その改定は」と主語を入れていただくということですね。

○大島委員

主語が変わっていると思うのですよ。

○会長（奥本委員）

主語を入れていただくことにしたいと思います。

○事務局（給与課長）

わかりました。

○会長（奥本委員）

他にご意見ございますか。これは必ず入れてほしいとか、文章を修正してほしいというご希望はあるでしょうか。

それでは、今、思いつかなかったけれども、どうしてもということがあれば、事務局の方に伝えていただければと思います。それでは、本日、審議した内容を踏まえて事務局の方で、答申案作っていただき、私と副会長にそれを見せていただいて、最終案を作りたいと思います。その上で、答申書案を皆様にお届けいたしまして、答申書の内容としてこれでよいかもう一度見ていただいて、これでよろしいということであれば確定して、日を改めまして、私から市長へ答申をするということにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○一同

異議なし

○会長（奥本委員）

それでは、本日の審議は以上となります。今月1日の諮問以来、委員の皆様にはお忙しい中、限られた期間の中でご審議いただきまして本当にありがとうございました。心からお礼申し上げます。事務局からその他、何かあるでしょうか。

○事務局（給与課長）

委員の皆様には、大変お忙しい中、活発かつ慎重にご審議を賜りまして大変ありがとうございました。最後に事務局から1点お願いがございます。本審議会の議事録についてでございます。「千葉市附属機関等の会議の公開に関する要綱」の規定によりまして、第1回、第2回審議会とも市役所の市政情報室で公開され、市議会にも送付されることとなっております。この議事録の内容の確定方法といたしまして、3つ手法がございます。一つ目としましては、改めて会議を開催して議決いただく方法、2つ目でございます。委員全員による個別の承認をいただく方法、最後でございます。あらかじめ指名された委員等により承認をいただく方法がございますが、いかがいたしましょうか。

○会長（奥本委員）

今、3つの方法があるというご説明をいただきました。ここで私の方から提案させていただきますのは、第1回、第2回の会議とも、後日、事務局の方で議事録の案を作成した上で、それを委員の皆様にお届けして、ご確認いただいた上で、私が最終的に承認するという形にさせていただければと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○一同

異議なし

○会長（奥本委員）

それではそのようにさせていただきたいと思います。事務局それですよろしくお願ひします。

○事務局（給与課長）

はい。

○会長（奥本委員）

他になにかありますでしょうか。

○事務局（給与課長）

特にございませぬ。ありがとうございました。

○会長（奥本委員）

それでは、これもちまして、今回の千葉市特別職報酬等審議会を閉会いたします。皆様、どうもありがとうございました。

**午前11時45分閉会**

上記のとおり議事録として確定することを承認します。

署名 奥本佳伸